

# 短期大学部 定期試験について

## 1. 受験上の注意

試験に際しては、「試験施行細則」第4条に定められている、下記の事項を守らなければなりません。これを無視して受験した場合は、試験を無効とするばかりでなく、**60日以上無期限停学**といった嚴重な処分を受けることとなりますので注意してください。

試験中は、常に監督者の指示に従ってください。

- (1) 試験場へは定刻までに定められた試験室に入室し、指示された場所に着席すること。
- (2) 受験者は、写真の部分を上にして、学生証を机の上に提示すること。
- (3) 次のもの以外は、机の上あるいは中に置かないこと。
  - ・ 学生証（ケース等から出しておくこと）
  - ・ 筆記用具（ペンケースから出しておくこと）
  - ・ 時計（時計機能のみを有するもの）
  - ・ 指定された持込用具や持込資料
  - ・ 眼鏡、ハンカチ、目薬、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけ取り出したもの）上記以外のものの使用を希望する者は、試験開始前に監督者に許可を受けること。  
また、カバン、コート等の手荷物は隣の座席の上あるいは自分の座席の下に置くこと。
- (4) 試験中、用具（鉛筆、消しゴム、定規等）の貸借行為は認めない。  
やむを得ない場合は、監督者の許可を受けなければならない。
- (5) ノート・参考書等の参照が許されている場合には、必ず自分のものを使用すること。  
貸借は不正行為とみなす。
- (6) 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等は、電源を切った上でかばん等にしまい、身に付けたり、使用したりしないこと。
- (7) 遅刻及び途中退室の許可時間は試験によって異なるので、監督者の指示に従うこと。
- (8) 机面が悪い等の理由により、下敷きを使用したいときは、監督者の許可を受けること。
- (9) 試験中、質問がある場合は挙手すること。
- (10) 答案は、監督者の指示に従って提出すること。
- (11) 答案提出後に退室した者は、監督者が退室するまで入室することを禁ずる。

## 2. 不正行為について

- (1) 定期試験における不正行為者に対しては、当該学期の全科目についてその定期試験を無効とする。（履修規程第10条）
- (2) 学長は、本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を懲戒する。（学則第56条）

**以上のように、試験の実施に際しては厳正な対応をとりますので、不正行為のないようにしてください。**

### 3. 受験方法

指定された教室へ行き、入口及び黒板に掲示された配席表で自分の座席番号を確認のうえ、指定された座席で受験すること。

### 4. 時間割表の見方

〇〇〇〇年度 前期 定期試験時間割表

日時	● 月		● 日 (●)				
	3 時 限 12:30~13:30		4 時 限 14:00~15:00				
対象	科目名	教室	科目 担当者	科目名	教室	科目 担当者	
1 年	A	自動車法令	E403	汐川	エンジン I	E403	坂田
	B						

【例】 1年の学生が、「自動車法令」を受験する場合は、●月●日(●)の3時限目、E403教室で受験する。

### 5. 入室許可証の発行について

場所: G棟1階 教務課

学生証を忘れた場合、G棟1階 教務課で入室許可証の発行を受けること。  
(発行当日のみ有効で、発行は試験期間中2回までとする)  
また、学生証を紛失したときは、G棟1階 学生課で再交付の手続きをすること。

### 6. その他

その他不明な点は短期大学部事務課に確認すること。

2020年7月28日  
短期大学部事務課